○環境省告示第四十号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第三項の規定に基づき、自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域（平成十二年二月環境庁告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十六日　環境大臣　細野　豪志

第二十号中「霧島屋久国立公園」を「霧島錦江湾国立公園」に改め、第二十一号中「及び霧島屋久国立公園」を「、霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園」に改める。

○東北地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千百三号三沢都市計画道路事業三・四・三号中央町金矢線、三・六・三号東口千代田町線及び三・五・三号三沢春日台線

三　事業施行期間　自平成八年十一月二十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千二百八十八号県北都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十八年七月十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A 一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一四・五〇～一〇・〇〇		
		C 九・〇〇～七・三〇		
	後	A 一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	
		B 一四・五〇～一〇・〇〇	九・〇三二	
		C 九・〇〇～七・三〇	二四・〇一四	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	津市河芸町三行字橡本四五八番二から同市河芸町北黒田字柳本一九八九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十六日

○近畿地方整備局告示第六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年三月十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構プラン21

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	會所　吉信

(2)　変更年月日

平成二十四年三月一日

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十四年三月十六日　中国地方整備局長　戸田　和彦

名称　国営備北丘陵公園

位置　広島県庄原市上原町及び七塚町

区域　別紙図面のとおり（略）

（中国地方整備局に閲覧所を設け、平成二十四年三月十六日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十四年四月一日

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
倉敷市新田字名田二三一三番一地内	前	六八・〇〇～六八・〇〇	〇・〇二七
	後	八〇・〇〇～八〇・〇〇	〇・〇二七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所